

京都大学医学部附属病院諸料金規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(前 略)	
第2条 } ア } (略) ㄥ } ク } ケ 診療情報の開示にかかる料金 (1) 京都大学における個人情報の保護に関する規 程(平成17年達示第1号)に基づく診療情報の 開示に係る料金 法人文書1件につき 300円 (2) (1)以外の診療情報の開示に係る料金 診療録等複写料(電子式複写) 1枚につき 20円 X線フィルム複写料 半切 1枚につき 790円 大角 " 660円 大4ツ切 " 560円 4ツ切 " 470円 6ツ切 " 360円	第2条 } ア } (同 左) ㄥ } ク } ケ 診療情報の開示にかかる料金 (1) 京都大学における個人情報の保護に関する規 程(平成17年達示第1号)に基づく診療情報の 開示に係る料金 法人文書1件につき 300円 (2) (1)以外の診療情報の開示に係る料金 診療録等複写料(電子式複写) 1枚につき 20円 X線フィルム複写料 半切 1枚につき 790円 大角 " 660円 大4ツ切 " 560円 4ツ切 " 470円 6ツ切 " 360円 <u>CD-R複写料(CT及びMR画像の複写に限 る。) CD-R 1枚につき 1,050円</u>
(後 略)	附則 この規程は、平成21年11月16日から施行する。